神奈川	川崎市
山　梨	甲府市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	金沢市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津　市
滋　賀	草津市
京　都	京都市
大　阪	堺　市
兵　庫	神戸市
奈　良	奈良市
和歌山	和歌山市
鳥　取	倉吉市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	沖縄市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、試験会場等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

別表３　受験申込書受付地

都道府県名	受付地
北海道	札幌市
北海道	函館市
北海道	旭川市
北海道	釧路市
北海道	帯広市
北海道	北見市
北海道	室蘭市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	福島市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	前橋市
埼　玉	さいたま市
千　葉	千葉市
東　京	東京都
神奈川	横浜市
山　梨	甲府市
長　野	長野市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	金沢市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津　市
滋　賀	大津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	奈良市
和歌山	和歌山市
鳥　取	鳥取市
鳥　取	米子市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	浦添市

公　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年３月13日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年２月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日拓　代表取締役　山上　卓秀　長野県長野市稲里町下氷鉋498－９　国土交通大臣許可（特－24）第24851号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

⑵　期間

平成26年３月14日から平成26年３月20日までの７日間

４　処分の原因となった事実　株式会社日拓の元代表取締役は、同社の業務に関し、雑収入を除外し、架空外注費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成20年６月１日から平成21年５月31日までの事業年度において、虚偽の法人税確定申告書を提出するなどの不正の行為により法人税を免れたとして、平成25年10月18日長野地方裁判所から懲役10月（執行猶予４年）の判決を受け、同社は罰金1000万円の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年３月13日

北海道開発局長　澤田　和宏

１　処分をした年月日　平成26年２月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ネイクス　端　　一二　北海道札幌市白石区東札幌３条５丁目３番24号　国土交通大臣許可（般―23）第23968号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年２月14日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第３１８５号

京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82

申立人　京都地方検察庁

検察官検事　藤田　信宏

本籍京都市中京区壬生相合町32番地６、最後の住所京都市中京区壬生相合町32番地の６公団住宅916、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日平成23年６月21日、出生の場所大阪市西成区、出生年月日昭和28年８月７日、職業不詳

被相続人　亡　岡田　明彦

事務所京都市中京区竹屋町通室町東入ル

相続財産管理人　弁護士　浜垣　真也

京都家庭裁判所

平成２５年（家）第３４５１号

京都市山科区小野鐘付田町17番地13

申立人　金子　敦子

本籍京都市南区西九条比永城町５番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所徳島市、死亡年月日平成21年５月29日、出生の場所京都市南区、出生年月日昭和31年５月24日、職業無職

被相続人　亡　徳田　伸弘

事務所京都市南区東九条東札辻町40番地

相続財産管理人　司法書士　松山　　茂

京都家庭裁判所